

業務委託仕様書

1 委託事業名

令和元年度 ベンチャー企業成長支援業務委託

2 事業の目的

近年、みなとみらい21地区を中心にR&D企業が集積し、他社との協業の中でイノベーション創出をめざす動きが広がりつつある。また隣接する関内地区にはベンチャー企業の立地が進んでいる。さらに、市内の企業の技術者や研究者、大学・研究機関の研究者や学生などのイノベーション人材の交流が進み、世界に向けたイノベーション創出に向けた機運が高まっている。本市は平成31年1月にこうした動きを一層推進するべく、市内ベンチャー企業や大企業、大学等とともに「イノベーション都市・横浜」を宣言した。

本事業は、本市のこうした強みを活かしながら、関内周辺エリアに設置する支援拠点を中核として人材や企業などの資源を地域によるネットワークを構築し、特に事業のアイデア段階から事業化までの成長を支援することにより、ベンチャー企業等が集い新たなビジネスを次々に生み出す環境を構築する（エコシステムの形成）とともに、市内に設置されている施設や地域のネットワークと連携するなどエコシステムの中核としての役割を果たすことを目指す。さらに、社会課題の解決及び本市経済の持続的な成長につなげ、「イノベーション都市・横浜」の実現および地域経済の活性化を目的とする。

なお本事業では、本市と受託者が協働しながら、「横浜市次世代産業創出事業」における目標の実現に向けて業務を推進するものとする。

(参考) 横浜市「次世代産業創出事業」の目標（令和元年度から令和3年度まで）

項目	目標数値
ベンチャー企業等の市内での起業・立地件数	120件
支援対象となった市内ベンチャー企業等が受ける資本性投資額	100億円

3 本事業の目標

本業務の受託にあたっての数値目標を次のとおり定める。

なお、次年度以降の目標については、事業の進捗等により変更する場合がある。

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ネットワーク型ベンチャー企業成長支援	支援対象件数 20件以上	支援対象件数 40件以上	支援対象件数 40件以上
イノベーション・エコシステム創出に向けた交流イベントの実施	イベント参加者数 延1,000人以上	イベント参加者数 延2,000人以上	イベント参加者数 延2,000人以上
ベンチャー企業成長支援拠点及び本市のイノベーション・エコシステムの情報発信	情報発信対象者数 300件(累計)以上	情報発信対象者数 600件(累計)以上	情報発信対象者数 1,000件(累計)以上

※ 各目標数値の定義等の詳細は「7 業務内容」を参照のこと。

4 事業期間等

令和元年度から令和3年度までの3か年とする。

5 委託期間等

- (1) 委託契約は単年度ごとに横浜市市民協働条例第12条に定める協働契約（委託型）を締結する。
- (2) 令和元年度の委託期間は、契約締結日から令和2年3月31日までとする。
- (3) 令和2年度及び令和3年度の委託契約については、それぞれ令和元年度、令和2年度の業務実績等の履行状況を適正に審議した上で、横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で次年度の契約を決定する。
- (4) 令和2年度及び令和3年度において、事業予算の減額または削除があった場合、当該事業は縮小または中止する。
- (5) 令和2年度及び令和3年度の選定委員会で、契約の相手方として決定されなかった場合は、本市はその理由を付して通知する。
- (6) 本市及び受託者は、業務の終了後に、横浜市市民協働条例第12条に定める事業評価を相互に行い、公表を行う。評価が良好でなかった場合は、事業期間内であっても委託契約を更新しない場合がある。

6 業務内容

(1) ネットワーク型ベンチャー企業成長支援の実施

ア ベンチャー企業成長支援プログラムの実施

(ア) プログラムの概要

本市には、みなとみらい21地区におけるグローバル企業のR&D施設や外資系企業の集積の他、市内臨海部・内陸部の中小企業など多様な企業集積があり、数多くの大学・大学院も集積している。一方、東京の様々なアクセラレーター等の関与を得ることも可能な地理関係にある。さらに開港以来、海外との交流が盛んに行われてきた街でもある。

こうした本市の強みを活かし、本市とともに市内、国内外のベンチャー企業を支援する企業・団体・人（以下「支援者」という。）と連携関係を構築し協力を得ながら（※）、実証実験や協業などの支援を行い、成長志向のベンチャー企業を育成する横浜独自のイノベーション・エコシステムの中核となる、ベンチャー企業成長支援プログラム（以下「プログラム」という。）を実施する。

プログラムについては、3～6か月程度の期間を定めて実施することを基本とする。また、プログラム実施に当たっては、特に市内の支援者等が積極的に関わるよう留意して臨むこと。

※ 詳細は「(2) ベンチャー企業支援ネットワークの形成」を参照のこと。

(イ) 支援対象者

独自性や将来性があり、市場の見込める社会的課題解決を目指しているなど、成長可能性を有しているベンチャー企業、起業家、学生等（以下「支援対象者」）を国内外から集めて実施する。企業の社員や大学の研究者・学生等による事業化を目指すプロジェクト単位の参加も可とする。特に事業のアイデア段階から事業化までの初期の支援対象者を重点的に支援しつつ、近い将来大企業等との協業が見込めるベンチャー企業も支援するなど、上記「3本事業の目標」の目標を見据え、幅広い支援対象者を対象とする。

また、支援対象者は、3年程度の間横浜市内への立地や起業を検討している者または、現在市内に立地している者とする。なお、プログラム終了後は、先輩起業家の視点で支援者として当事業に参画することを要請することとする。

(ウ) 支援対象者の選定

選定には、受託者、ベンチャー企業支援ネットワークに属する支援者、横浜市、有識者等

が参加するものとし、明確な審査基準を定め、公平な審査を行う。審査においては書類審査だけでなく応募者と面接する機会を設けるなど、ベンチャー企業のビジネスプランが十分に把握できるよう留意する。

(エ) プログラムの実施場所

プログラム期間中の支援対象者の活動については、原則として(4)の支援拠点で行い、企業の秘密保持に支障のない範囲で自由に関係者の出入りが可能な場所とする。なお、成果報告会等については、委託者がより効果的と判断した場合は、横浜市内の他の場所で実施をすることも可とする。

(オ) その他

支援対象者のプログラム参加に係る費用について、原則として無償とする。

イ ベンチャー企業成長個別支援(以下「個別支援」)の実施

「ア」のプログラムのほか、ベンチャー企業等の個別のニーズに基づき、(2)で定める市内外の支援者ネットワークや、受託者のネットワークを活用し、製品の試作品やビジネスの実証実験の調整、メンタリング等による経営支援、ビジネスマッチング、資金調達支援等のベンチャー企業を成長させる個別支援を実施する。

ウ 支援対象件数

支援対象件数は、「ア」及び「イ」の取組等により、年間40件以上(初年度は20件以上)とすることを目標とする。ただし、うち半数以上は「ア」の実施によるものとする。

なお、件数には法人化前のプロジェクトも含むものとする。

エ プログラム及び個別支援等 終了後の継続支援及び本市への立地促進について

プログラム及び個別支援等が終了した後は、ベンチャーキャピタル、投資家、企業の意思決定権者、メディア等を招いて、成果発表会を開催し、情報発信と共に更なる成長支援先を開拓すること。また本市や他の支援者が実施しているプログラムにつなげるなど、定期的なネットワーキングやフォローを行うなど必要に応じて多様な支援を継続すること。

さらに、地域のコワーキング施設運営者や賃貸オフィスビルオーナー、不動産仲介業者等と協力しながら、将来本市での起業や立地に向けた働きかけを積極的に行うとともに、その後の成長や市内への立地状況などを捕捉すること。働きかけについては、特定の事業者の物件に偏ることのないよう留意すること。

支援対象者には、支援終了後にアンケートを実施する等、可能な範囲でビジネスの展開状況や立地状況を把握すること。

(2) ベンチャー企業支援ネットワークの形成

本市は、市内及び国内外の支援者を発掘し、ベンチャー企業を支援するサポーターとしてネットワーク化を行い、受託者は本市と連携して支援者のネットワークの拡大に向けた取組を行う。

またネットワークに属する支援者の協力を得て、メンタリングによる経営支援、試作支援、実証実験等の活動場所などの支援を、プログラムや個別支援等を通じて支援対象者に提供する。

さらに関内地区の活性化に向け、支援拠点近隣の事業者とも良好な連携関係を構築する。

<想定される支援者と期待される支援内容の一例>

支援者	支援内容
起業経験者、経営者	経営、ビジネスモデル構築についての支援
研究開発を行う企業	オープンイノベーションによる協業、資本提携、実証実験の協力、知財の開放等の総合的支援
製造業、横浜市工業技術支援センター	試作品、製品性能評価試験等についての支援

大学等教育機関	研究者との連携、学生のインターシップ派遣、知財の開放等
中小企業、商業施設、商店街、リビングラボ、NPO等市民団体等	社会課題等のニーズの提供、実証実験、テストマーケティングの機会の提供
投資家、金融機関	資金調達に関する全般的な支援
市内コワーキング施設事業者	オフィスの提供、各施設のコミュニティとの交流
アクセラレーター、インキュベーター	その他総合的な成長支援
報道機関	広報、マーケティング等の支援
弁護士、社労士、弁理士等専門家	財務、人事、法務など経営についての支援

(3) イノベーション・エコシステム創出に向けた交流イベントの実施

- ア ベンチャー企業の成長やそれを支える支援者、企業の新規事業担当者や技術者、学生等、イノベーションにかかわる多くの人材が交流するためのピッチ、ハッカソン、セミナー等のイベントを日常的に実施する。
- イ 起業家や企業の新規事業担当者等のイノベーション人材が取り組む交流を積極的に支援すること。
- ウ 本市が設置するSDGsデザインセンターと連携し、ベンチャー企業が社会課題解決型ビジネスを行うにあたって情報や支援者と交流できるイベント等を実施する。
- エ 市外及び海外アクセラレーター等のベンチャー企業支援者とも積極的に連携し、イノベーションに関わる最新動向の共有、市外からの投資の呼び込み等を促す交流を積極的に行う。
- オ 受託者が企画に携わったイベントは、原則として週に1回以上の頻度で開催する。
- カ 本事業のイベント参加者数は、年間延2,000人以上（初年度は1,000人以上）を目標とする。

(4) ベンチャー企業成長支援拠点（以下「支援拠点」）の設置及び運営事業

受託者は、本業務を実施する主たる場として、以下に掲げるスペースを確保すること。

ア 支援拠点設置の目的

イノベーションや経済成長の担い手となるベンチャー企業や起業家を国内外から関内周辺エリアに呼び込む入口としての役割に加え、人や情報が集まり交流の中から新たなイノベーションが次々に創出される、横浜のイノベーション・エコシステムを象徴する場所としての構築を目的とする。

イ 支援拠点の機能

(ア) ネットワーク型ベンチャー企業成長支援を実施するスペース

(イ) イノベーション・エコシステム創出に向けた交流スペース

100名規模のピッチイベント等が実施できるような広さ、設備を確保する。

(ウ) ベンチャー企業支援窓口（以下「支援窓口」）（※）を兼ねた職員が常駐するための事務所スペース

なお、支援拠点を中心にベンチャー企業や支援者等が日常的に集まりやすい環境を構築することによりネットワーク化の効果を高めるため、(ア)～(ウ)のスペースは、同一の建物または近隣の建物の中で実施することが望ましい。

ウ 面積

共用部を除く延べ床面積の合計は、概ね200㎡以上とすること。

エ 支援拠点の設置対象地域

関内周辺エリアとする。

関内周辺エリアの定義：横浜市企業立地促進条例における特定地域のうち「関内周辺地域」及

び「都市再生緊急特別整備地域」として指定されるJR関内駅より南西の地域。

(参考)

- ・横浜市企業立地促進条例における特定地域のうち「No.3 関内周辺地域」(横浜市経済局HP)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/yuchi/support/seido/tokuteitiiki.html>
- ・都心再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の一覧(内閣府地方創生推進事務局HP)
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/kinkyuseibi_list/

オ 業務時間

- (ア) 受託者が、週5日以上、1日8時間以上の時間を設定し基本時間として業務を行う(祝日及び12月29日から1月3日を除く)。
- (イ) 開設曜日や祝日対応、基本時間帯以外の対応については、提案事項とする。イベント実施にあたっては、時間外、休日対応等柔軟に運用すること。
- (ウ) 本市は、受託者からの申し出により、特定の日に基本時間を変更することがやむを得ない事情があると認められる場合には、これを認めることができる。

カ 拠点の名称等

本支援拠点の趣旨にふさわしい名称、ロゴを定めること。決定にあたっては本市と十分に協議すること。また、支援拠点には名称を示す看板を掲げること。

キ 設備

業務に必要な机、椅子などの什器、専用電話回線、専用インターネット回線、無線LAN、鍵付きロッカー、モニター、プロジェクター等、通常のオフィス業務、打ち合わせが実施できる設備を備えること。

ク 開設期日

支援拠点の開設は令和元年10月31日までにを行うこととする。

ただし、(1)～(3)などのソフト的な取組については、開設期日を待つことなく取組が開始されるよう、契約締結後速やかに着手すること。

ケ 支援拠点設置にあたっての注意事項

- (ア) 事業者が所有または、自ら調達した資金で購入する物件を活用する場合は、その購入に要する経費や購入後に賦課される租税公課に対し、本業務の委託金を充当することはできない。
- (イ) 本業務の委託金は、軽微な消耗品を除いて、施設備品、造作、什器等の固定資産の取得に充当することはできない。業務期間中のリース契約については、その限りではない。
- (ウ) 本業務と同一目的で行われる自主事業としてのイベント等については、あらかじめ本市に申請したうえで、支援拠点を併用・兼用することができる。その場合、本業務と自主事業について、場所や時間ごとに明確に区別したうえで実施すること。
- (エ) 起業家や新規事業担当者などが訪れ、交流や作業ができるスペースとして、カフェ・コワーキングスペースなどを併設する場合は、その営業時間、スペースの構成などについても併せて提案すること。受託者は、自主事業としてスペースの提供などに伴う、利用料金収入、助成金・協賛金、事業収入、その他の収入を加えた財源で、事業実施に必要な経費を賄い業務を行うことができるものとする。

なお、自主財源確保のための自主事業は、その内容が本事業の趣旨に沿ったものである必要があり、あらかじめ本市に申請をおこなったうえで実施するものとする(業務の主体性及び公共性・公益性を欠く場合には、実施を認めない場合がある。)

また、このような常設の自主事業実施部分については、スペースの設置・運営費用等について、本業務の委託金を充当することができない。

- (オ) 受託者は、委託者と協議を行い、施設の利用規約(利用会員規定等を含む)を定め、公平かつ適切に管理をすること。
- (カ) 本業務に関連する内容で、本市の主催、共催イベントを実施する場合は、イベントスペースを優先的に利用できるよう調整を行うこと。

(5) 支援窓口

ベンチャー企業支援に関する問合せや相談受付等に対応する支援窓口を設置する。

来所者や電話、メール等での問合せに対し、本事業で行う支援内容の紹介や予約受付、横浜市人材交流促進センター機能の窓口及び連携、本市・国・県・支援者等で行っているベンチャー支援事業(補助金、経営支援事業、セミナー等)等を紹介し、マッチングできるよう適切な案内を行う。

なお、支援窓口での対応について、来所・電話・メール等の別、対応人数、問合せ内容を記録すること。

(6) 支援拠点及び本市のイノベーション・エコシステムの情報発信

ア 支援拠点における支援内容等を広く周知すること。支援拠点におけるベンチャー企業等のプログラムの実施状況は、ホームページやSNS等の各種媒体で逐次発信すること。

イ 本市のイノベーション・エコシステムの認知度を国内外に向けて高めることを目的に情報発信を行うこと。

本業務のホームページの設置にあたっては、本市が運営するホームページ「ヨコハマ・イノベーターズ・ハブ」(<https://yi.city.yokohama.lg.jp/>)を引き継ぎ、当該施設の紹介のほかに関連情報として次の内容を盛り込むこと。

- ・ 横浜市内のベンチャー企業、支援者や行政施設等の基本情報
- ・ 支援者等によるベンチャー企業成長支援に関連したイベント、セミナー等の情報
- ・ 公的機関等による補助金、助成金等の情報、リンク集

※ ベンチャー企業や支援者の立地場所等を地図上に表示し、イベントをカレンダー形式で時系列に表示する等、利用者にとって直感的な操作で情報にアクセスが可能で、発信力のある形式になるよう留意すること。

ウ 市内のイノベーション創出に関する活動に係る情報を幅広く収集し、メディア等へ積極的に情報発信するほか、ホームページ、SNS、メールマガジン、パンフレット等の宣材を通じて発信すること。

エ メールマガジン登録者数、SNSでのフォロワー数など、本事業に関心を持ち、常時情報を発信することができる対象者を、令和3年度までに累計1,000件以上(令和元年度中に300件以上)とすることを目標とする。

オ ホームページ等に関しては、「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン 細則1 WEBページ作成基準」及び「横浜市インターネット情報発信ガイドライン 細則2 WEBページのリンク基準」に準じたアクセシビリティへの配慮を行うこと。

カ 発信にあたっては、横浜市及び「イノベーション都市・横浜」発信事業と連携して行うこと。

(7) その他、本市施策と連携する業務等

すべての業務を実施するにあたり、内容等について本市職員と十分に協議すること。特に次の本市事業等と十分に連携すること。

ア 横浜市人材交流促進センターとの連携

イ 横浜市温暖化対策統括本部の推進するヨコハマSDGsデザインセンターとの連携

ウ 公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDECC横浜)との連携

エ 横浜市経済局関連事業との連携

横浜市経済局では「イノベーション都市・横浜」の実現を掲げ、イノベーション創出のための取り組みを行っている。横浜市新産業創造課IoTオープンイノベーションパートナーズ(通称

ITOP横浜)、ライフイノベーションプラットフォーム(通称LIP. 横浜)、健康・医療関連ベンチャー支援拠点「LIP. YOKOHAMA BIBLIO」、経営・創業支援課の創業支援事業等と連携を行う。

7 実施体制

受託者は、提案書に基づき、契約締結後速やかに本事業の実施体制及びスケジュールを作成し、市の承認を得ること。併せて、総括責任者を含め、本事業に従事する者の構成及び勤務形態等を記した名簿を提出すること。

実施にあたっては、イノベーション・エコシステム形成のための企画及び関係者間のネットワーク構築やビジネスマッチングの調整において高い専門性を有する人材を配置すること。

また、支援拠点に設置する支援窓口において、様々なベンチャー企業に適切な支援者等を紹介できる人材を配置すること。なお、海外からの参加者も予想されるため、英語対応ができるスタッフが配置されていることが望ましい。

8 事業の実施結果の報告

(1) 事業計画書

本年度の事業計画書を作成し、提出すること。なお、作成の際には本事業を3年継続した際の成果及び目標を年度ごとに定めること。

(2) 業務報告書(月報、A4版1~2枚)

受託者は、毎月の履行状況を翌月10日までにとりまとめ、目標に対する進捗状況の報告及び履行結果に対する分析と、今後の対応を記載した業務報告書を作成し、横浜市へ提出すること。

(3) 業務完了報告書(年報)

受託者は、年度の業務終了後速やかに、履行結果に対する分析を踏まえた業務完了報告書を作成し、横浜市へ提出すること。項目については、横浜市と協議の上決定すること。

ア 提出物

(ア) 内部報告用報告書冊子(A4版 簡易製本) 4冊

(イ) 外部公表用報告書冊子(A4版 簡易製本) 4冊

ホームページ等で結果の外部公表を行うための報告書。企業情報等については、公表の同意が得られている情報のみを使って構成する。

(ウ) 電子データ(USBメモリ等に記録したもの) 1式

(エ) その他業務関連資料(電子データ及び紙データ) 1式

イ 記載事項

報告書には、事業実績のほか事業の効果及び分析等をまとめること。報告書の作成にあたっては、プログラム参加者や支援者等に対し、相談・アンケートその他の方法により、事業の効果が測定できるよう調査するものとする。

ウ 前項ア及びイに定めるもののほか、委託者が必要と認める場合には、運營業務の状況報告等の求めに応じること。

9 守秘義務及び個人情報の保護

(1) 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、電子計算機等処理による情報の取り扱いについては、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守する。

(2) 受託者は、参画企業等へヒアリング等を行う場合に相手方から秘密保持契約等を求められた場合は、必要に応じて契約を締結することとする。

10 損害賠償

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

11 その他

- (1) 当委託業務は、横浜市契約規則によるほか、本仕様書に基づき施行すること。なお、本仕様書に定めのない事項については、本市職員と受託者で協議のうえ決定する。
- (2) 受託者は、契約後速やかに業務に着手し、委託期間終了日までに完了しなければならない。
- (3) 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (4) 受託者は、詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、及び業務上重要な事項の選定については、あらかじめ本市職員と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。
- (5) 受託者は、当業務における計算の根拠、資料等を全て明確にしておかななければならない。
- (6) 本業務を行うにあたっては、創出される成果が可能な限り市内中小企業へ波及するよう努めること。
- (7) 支援者や、施設で実施するイベントの選定にあたっては、主催者など受託者との関係の有無によらず、本業務の効果が最大限となることを常に優先することを留意すること。
- (8) 受託者は、委託者の指導のもと、本業務に係る実施計画、実績報告等を発注者に提出・報告し、協議、調整を行うこと。
- (9) 飲食費、体験費など、本事業の参加者個人に対する給付経費について、委託費を充当してはならない。
- (10) 受託者がプログラムの参加者等に自ら投資する場合の投資費用等は、本業務の委託料を充当してはならない。
- (11) 支援拠点の設置等、本事業の実施の際には、年齢や性別、国籍、身体的特徴などにかかわらず、すべての人が関われるように配慮すること。設備等での対応が困難な場合は、合理的な範囲で対応を行うこと。
- (12) 受託者は、本事業に伴う廃棄物の発生を削減するよう配慮するとともに、環境法令を順守し業務を実施する。
- (13) すべての証拠書類は、本業務終了後、5年間保存すること。また、本業務終了後5年以内に、本市・他の行政機関等が行う会計検査等の実施があった際には証拠書類の提出や調査に協力すること。
- (14) やむを得ない事由により、支援拠点の一部または全部が使用不可となった場合は、おおむね3か月以内に同等以上の面積・機能を有する新たな場所を確保し、業務を実施すること。
- (15) 受託者が交代することとなった場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。本業務によって得られた情報や作成物は両者に帰属するものであるから、イベント等参加者等の各情報、諸規定・規約、WEBコンテンツ、PRツール等の著作物及び著作権、その他本業務の継続に必要な資産を遅滞なく委託者に無償で譲渡すること。受託者は作成物の利用に関する著作権人格権については、これを行使しないこと。また、著作者が受注者以外の第三者である場合は、今後委託者及び新しい受託者に対して著作権人格権が行使されないように措置すること。WEBサイトやSNS等は契約終了後、新しい受託者が引き続き仕様できるものとする。
- (16) 本事業の一部を契約者以外の第三者に委託する場合には、書面により本市の承諾を得ること。